

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	広 田 和 美
同	加 藤 仁 子

住民監査請求について（通知）

平成 30 年 7 月 30 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を実施しましたので、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

（1）請求の要旨

大阪市生野区Aまちづくり協議会に交付された平成 29 年度補助金 1,458,600 円ののうち防犯灯維持管理費と称し 422,630 円を受給して居りますが、これはAまちづくり協議会B理事長がA連合傘下C町会からD町会に至る各町会が支払済（E、Fは欠落）の電気代領収証を利用した明らかな不当行為であり、詐偽行為にもあたり虚偽報告をし違法である。

入手しましたG町会の決算書からも明らかなように電気代として 54,602 円が支出されておりますが、Aまちづくり協議会からは1円の還元もありません。

町会が提供した防犯灯電気代金領収証の上部にAまちづくり協議会の印を押印、いかにもAまち協が支払ったように見せかけ生野区まち協に提出、大阪市からの補助金受給の手法として悪用し、昨 28 年度も全く寸分違わぬ手口で悪を働き行政委員会事務局のお世話になりました。

監査委員におかれては厳正なる監査の上市長に対してAまちづくり協議会の不当利得の

返還請求など必要な措置を講じるよう勧告を求め地方自治法242条1項に基づき事実証明書を添付して請求する。

2 請求の受理

本件請求は、平成29年度に生野区がAまちづくり協議会（以下「A協議会」という。）に交付した大阪市生野区地域活動協議会補助金1,458,600円のうち防犯灯維持管理費54,602円（G町会分）については、町会に配布されておらず、本市に報告されたとおりの補助金充当がなされていないにもかかわらず、本市職員等が補助金の返還を求める等何らの対応も行っていないことが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるものとして、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成29年度に生野区がA協議会に交付した大阪市生野区地域活動協議会補助金1,458,600円のうち防犯灯維持管理費54,602円（G町会分）に相当する補助金について、本市職員に違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうかを対象とする。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成30年8月20日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、J町会会計収支報告書（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の提出があった。

請求人からは、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は次のとおりである。

- ・本日提出した平成29年度J町会の決算書であるが、収入の部にある防犯灯補助金69,220円がA協議会へ寄付として支出されているが、その支出に関してJ町会で町民の合意を求められたことは一切ない。
- ・C町会からD町会まで存在するが、L町会は未だに平成29年度の決算書が発信された痕跡が全くない状態であり、非常にずさんな運営をA協議会がやっているということである。

なお、陳述時の質疑応答において、請求人からの主張について次のようなことを確認した。

- ・A協議会からは防犯灯電気代金について還元されていないし、A協議会への寄付もしていない。G町会は非常にクリーンな決算書だと思っている。
- ・平成25年度から毎年同じことをやっているが、C町会からD町会にかけて、町会長からA協議会が一括で提出させ、領収書の上部にほんの小さな字でA協議会の刻印を押して、いかにもA協議会が電気代を支払ったように装って、その分の電気代を吸い上げているの

が事実である。

- ・町会は電気代の領収書をA協議会から提出しろと言われたことに対して、何の違和感も抱いていない。そのことについて町会長から質問があったかどうかについてはいろいろ聞いていたが、一切ないとのことであった。
- ・過去に連合の会議に参加していた者によると、誰ひとり発言せず終わっていたとのことであった。このようなことを当たり前に思っている。
- ・連合町会長と会計担当者が常に飴とムチを使い分けて運営している。
- ・平成25年度から毎年50万円近い金を行方不明にしている。そういうずさんなA協議会である。
- ・領収書は、町会が提出した時点ではA協議会の刻印はされていない。私が町会の会計をしていた際に連長から領収書を出せと言われて出した記憶はあるが、当時はA協議会という組織はなかったので判を押した覚えはない。
- ・J町会会計収支報告書については、回覧板が回ってきた際にコピーをしたものである。
- ・過去にJ町会の会計をしていた時、その領収書を前任者から連合の方に提出してくれと言われ、何にするのかと聞いたところ、「市バスの無料チケットが返ってくる」と聞いた。そのように思って当時は領収書を出していた。
- ・A協議会が支払ったように装って補助金を受け取っている。
- ・これは個々人のお金ではなく公金である。
- ・区内の他の連合に補助金の使い方を聞いたことがあるが、ひとつの町会はお年寄向けのイベントを開催し使用しており、もうひとつの町会は全額ではないがある部分については町会へ返金しているとのことであった。
- ・まともに運営しているところが大半であるが、このA協議会はそのようになっていない。
- ・住民に還元されずに理事長と副理事長の個人の懐に入っている。
- ・昨年の監査請求でA協議会が補助金の返還を行っているが、返還のお金は負の連鎖で平成29年度のお金から流用して返還している。

3 監査対象区の陳述（6頁に詳述）

生野区を監査対象区とし、平成30年8月20日に生野区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 監査対象区に対する調査（7頁に詳述）

平成30年9月6日、同年同月12日及び同年同月13日に、行政委員会事務局職員が生野区役所に赴くなどして、関係書類の調査及び生野区職員から聴き取りを行った。

5 関係人調査（9頁に詳述）

平成30年9月12日に、生野区役所において行政委員会事務局職員が、関係人調査としてA協議会から聴き取り等の調査や関係書類の調査を行った。

なお、G町会に対しても関係人調査への協力を依頼したが、応じられなかった。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

(1) 地域活動協議会

地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第2条第1項には、地域活動協議会（以下「地活協」という。）とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいうとされている。

地活協の設立後、それまで本市（区役所、局等）から各事業に交付されていた補助金は、区役所から地活協に一括交付され、地活協から各事業に交付されることとなり、生野区は、補助金の交付について必要な事項を定めた生野区地域活動協議会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を制定した。なお、生野区では、地活協をまちづくり協議会と呼んでいる。

今回の監査の対象となったA協議会は、G町会を含む地域振興会（連合振興町会）などの13団体から構成されている。

(2) 補助金

ア 補助金交付申請、交付決定

A協議会は、平成29年2月10日、本市に対して生野区地域活動協議会補助金交付申請書及びその添付書類を提出するとともに、概算払による支払を請求した。

本市は、同年4月20日、上記申請があった地域活動協議会補助金について交付決定を行うとともに、概算払の必要性を認め、同年5月10日、A協議会に対して補助金1,458,600円を概算払により交付した。

イ 実績報告、確定

A協議会は、本市に対して、平成30年3月31日付けで生野区地域活動協議会補助金実績報告書及びその添付書類を提出した。

これに対して本市は、交付すべき補助金額を1,458,600円と確定して、平成30年4月18日、その旨をA協議会に通知し、同年4月19日、区出納員に対して精算報告を行った。

ウ 実績報告の内容

平成29年度収支決算書、平成29年度地域活動協議会活動補助金決算書及び補助金対象額の内訳一覧には、防犯灯維持管理に係る事業の決算額等が記載されており、その内容は表-1、表-2及び表-3のとおりである。なお、表-1、表-2及び表-3は、生野区に提出された補助金実績報告書の添付書類から転載している。

表－1 平成29年度収支決算書

(単位：円)

収入			
項目	決算額	備考	
地域活動協議会補助金	1,458,600		
ふれあい喫茶売上	123,950		
百歳体操売上	105,000		
寄付金	633,730	連合振興町会他	
前年度繰越金	266,980		
利息	2		
合計	2,588,262		
支出			
事業名	決算額（事業費総額）	うち補助金対象額	補助金充当額
防犯灯維持管理	622,665	516,358	422,630
防災訓練	44,776	44,776	40,000
歳末夜警	0	0	0
子育てサロン	69,600	69,600	50,000
ふれあい喫茶	183,651	181,901	150,000
ミニデイサービス	252,368	237,432	180,000
ラジオ体操	21,654	14,154	10,000
環境美化	6,289	4,289	4,000
餅つき大会	143,447	142,417	100,000
プールカーニバル	96,563	94,453	80,000
百歳体操	137,310	137,310	42,170
Bブロック事業分担金	4,034	0	0
その他支出	372,047	0	0
活動費小計	1,954,404	1,442,690	1,078,800
運営経費	408,015	390,715	379,800
合計	2,362,419	1,833,405	1,458,600

表－2 平成29年度地域活動協議会活動補助金決算書

事業名：防犯灯維持管理

支出

(単位：円)

項目	決算額 (事業費総額)	うち補助金 対象額	補助金 充当額	積算
電気代	622,665	516,358	422,630	平成29年度分

表－3 補助金対象額の内訳一覧

(単位：円)

	C町会	H町会	E町会	I町会	J町会	K町会	L町会	F町会	G町会	D町会	合計
4月	14,731	4,849		1,720	5,687	3,127	7,598		4,432		42,144
5月	15,400			1,805	5,941	3,275	7,946		4,627		38,994
6月	15,622	5,143		1,830	5,931	3,324	8,062		4,690		44,602
7月	15,567	5,126		1,830	5,912	3,313	8,033		4,675		44,456
8月	15,623	5,070		1,805	5,873	3,288	7,946		4,627		44,232
9月	15,010	4,941		1,755	5,704	3,119	7,743		4,513		42,785
10月	15,065	4,815		1,755	5,723	2,913	7,772		4,528		42,571
11月	15,009	4,672		1,745	5,702	2,793	7,743		4,512		42,176
12月	14,953	4,655		1,740	5,681	2,783	7,714		4,495		42,021
1月	14,953	4,655		1,740	5,681	2,783	7,714		4,495		42,021
2月	14,953	4,655		1,740	5,681	2,783	7,714		4,495	3,067	45,088
3月	15,010	4,674		1,750	5,704	2,795	7,743		4,513	3,079	45,268
計	181,896	53,255		21,215	69,220	36,296	93,728		54,602	6,146	516,358

また、補助金実績報告書の添付書類として提出されたA協議会あての「電気料金領収済のお知らせ」の写しに記載された領収金額は、上記の表－3の金額と一致している。

2 監査対象区の陳述

(1) 陳述

- ・地域活動協議会補助金は、おおむね小学校区の範囲で地域の様々な団体により組織された地活協において、それぞれの地域課題に応じた自主的な活動を推進するための財政的支援として創設された制度である。
- ・平成29年度にA協議会に交付された地域活動協議会補助金は、平成29年2月10日に年間の事業計画に基づく補助金申請を受け、区においてその内容が法令等に違反していないか、活動の目的、内容等が適正であるかなどの審査を行い、平成29年4月20日付で1,458,600円の交付決定を行い、平成29年5月10日に概算払いにより交付した。
- ・また、補助事業の完了に伴い、平成30年3月31日に補助金実績報告書の提出を受け、当区において報告書等の書類と経費に係る領収書等根拠資料の審査を行い、当該補助金が適正に執行されていることを確認の上、平成30年4月18日付で補助金額の確定、精算処理を行っている。
- ・なお、A協議会が実施した防犯灯維持管理費の事業費総額は622,665円で、そのうち422,630円の補助金が充当されている。精算時の確認において、防犯灯電気代に関しては、A協議会宛ての領収書の原本を確認したことによって、区として当該補助金が適正に執行されていると判断した。
- ・しかしながら、本件住民監査請求に係る関係書類の提示について依頼を受け、さらなる調査が必要と考え、平成30年7月31日にA協議会の事務所に立ち入り、関係資料の検査を行った。

- ・検査の結果、G町会の54,602円を含む、総額422,630円を、各町会が防犯灯維持管理に係る補助金として受け取っている受領証明書を確認した。
- ・また、A協議会の会計帳簿において、防犯灯維持管理費として622,665円を支出していることが確認できた。
- ・以上により、防犯灯維持管理に充当している補助金422,630円は適正に執行されていることが確認できた。
- ・今後も、適正な事務処理を徹底するため、地域活動協議会理事会や事務局会議へ中間支援組織とともに地域へ出向き、寄り添いながら会話を重ね、適宜、指導を行い、会計事務をはじめとした、協議会運営の支援に努めてまいる。

3 監査対象区に対する調査

平成30年9月6日、同年同月12日及び同年同月13日に行政委員会事務局職員が、生野区に確認した内容及び生野区から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 補助対象となる防犯灯電気代

交付要綱第2条第1項及び第2項には、補助の対象となる活動及び活動費補助金の対象となる経費が規定されており、防犯灯電気代は、防犯・防災に関する活動及び光熱水費に当たるため、生野区は補助対象として認めている。

(2) 補助金額の確定に当たり生野区が確認した事項

生野区は、A協議会から提出された実績報告書と添付書類の確認を行っている。実績報告書とともに提出された添付書類は次のとおりである。

- ・平成29年度収支決算書（全体）
- ・平成29年度地域活動協議会活動補助金決算書（事業別）
- ・経費の支出を確認できる領収書の写し等
- ・補助事業に係る現場写真・ポスター・プログラム
- ・地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿等

生野区は、A協議会から提出された事業別の決算書と領収書の写しとの照合を行うとともに、A協議会から提出時に領収書の原本の提示を受け、写しとの照合を行っている。また、提出された補助事業に係る現場写真等により事業の実施について確認している。

生野区はこれらの確認により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めている。

(3) 本件請求後に生野区が確認した事項

本件請求後、生野区は、A協議会に対して、G町会との防犯灯維持管理費に係る補助金の取扱に関する資料の提出を依頼し、平成30年7月31日、同年8月1日、同年9月11日及び同年同月13日に調査を実施し、提出された資料の原本の確認をしている。

また、生野区は、平成30年9月11日にG町会に対して、G町会の平成29年度決算書における防犯灯電気代の取扱いについて調査を実施し、提出された資料の原本の確認をしている。

ア 確認した書類

(ア) A協議会から提出を受けたもの

- ・「平成29年度防犯灯維持管理にかかる補助金の取扱いについて」（平成30年3月31日付け A協議会理事長から各町会長あて）
- ・防犯灯維持管理にかかる補助金の受領証明書及び電気代の受領証明書（いずれも平成30年3月31日付け）
- ・寄付金領収書（平成30年3月31日付け A協議会からC・H・I・J・K・G・D町会あて 各町会が保有していたものをA協議会が集め、生野区に提出したもの）
- ・A協議会会計帳簿（平成29年4月1日～平成30年3月31日）
- ・平成30年度A協議会総会議事録
- ・A協議会平成29年度監査報告書
- ・地活協補助金説明資料（平成29年9月23日及び同年10月28日にA協議会が各町会に説明した資料）

(イ) G町会から提出を受けたもの

- ・「防犯灯の電気代の取扱いについて」（平成30年9月11日付け G町会の決算書を修正できなかった事由を記載したもの）
- ・平成29年度G町会会計報告書（平成30年4月18日付けで追記されたもの）

イ 提出書類により生野区が確認した事項及び生野区の判断

(ア) 生野区が確認した事項

- ① A協議会の会計帳簿について、平成30年3月31日付けで「防犯灯維持管理費」622,665円が支払金額欄に記載されていること、同年同月同日付けで「各町会からの寄付（防犯灯）」422,630円が収入金額欄に記載されていること
- ② 平成30年3月31日付けの「防犯灯維持管理にかかる補助金の受領証明書」により、G町会を含む7町会（C・H・I・J・K・G・D町会）が、防犯灯維持管理に係る補助金422,630円（G町会分の54,602円を含む。）について、それぞれ防犯灯電気代として支出した額をA協議会から受け取っていること、また、平成30年3月31日付けの「防犯灯維持管理にかかる電気代の受領証明書」により、E町会及びL町会が防犯灯電気代として支出した106,307円（E町会）、93,728円（L町会）をA協議会から受け取っていること
- ③ 平成30年3月31日付けの寄付金領収書により、G町会から、上記防犯灯維持管理に係る補助金額と同額の54,602円をA協議会が寄付金として領収したこと、同様に、C・H・I・J・K・D町会のそれぞれから、上記防犯灯維持管理に係る補助金額と同額を寄付金として領収したこと
- ④ 平成30年3月31日付けA協議会理事長から各町会長宛の「平成29年度防犯灯維持管理にかかる補助金の取扱いについて」に、A協議会が防犯灯維持管理事業において防犯灯に係る電気代相当額を補助金として本市から受領していること、各町会で支払った防犯灯の電気代については、A協議会が受領した補助金から分配されること、その後、分配した補助金をA協議会に寄付してもらい、A協議会の各種事業に充当することが記載されていること

- ⑤ A協議会が平成29年9月23日及び同年10月28日に各町会に対して、地活協補助金説明資料により、補助金に係る取扱いについて、A協議会の活動に必要な経費のうち75%しか補助されないため、不足分の25%を地域負担とする方法と防犯灯維持管理費補助金を地域活動費に分担金として提供する方法があること、平成28年度のA協議会の防犯灯維持管理費に対する助成額が483,800円であるから、実行額に対する助成金が約90%になり、各町会の電気代はほとんど支払わなくてよくなること、仮に事業費を75%に縮小した場合、助成金を差し引くと地域活動は消滅することを説明していること
- ⑥ G町会への確認及び提出された資料により、A協議会からG町会へ電気代に係る補助金が支払われた後、A協議会が同額をG町会から寄付として受け取るという取扱いについて、G町会会長が納得して補助金の受け取りに関して署名したこと、G町会の平成29年度会計報告書の修正は、決算を確定させ町会内に報告済みであることから間に合わず、平成30年度決算から記載することとした旨を、平成29年度決算書の下部に平成30年4月18日付けのメモとして記載した上で、G町会の会長、会計部長及び会計監査の署名、捺印をしていること、G町会の通帳・会計帳簿にお金の受け渡しの記載がないこと
- ⑦ 平成30年9月11日付けの「防犯灯の電気代の取扱いについて」という文書により、G町会の平成29年度決算書に補助金の収入と寄付金の支出の記載がなかったのは、すでに町会内で決算報告済みであることから記載内容の修正ができなかったものであり、次年度からは記載する旨を平成30年4月18日付けで書き留め、町会長、会計部長及び会計監査が確認し、G町会の事務局で保管していたこと

(イ) 生野区の判断

上記①から④の確認により、生野区は、A協議会が防犯灯維持管理に充当しているG町会分の補助金54,602円を含む補助金総額422,630円は適正に執行されていることが確認できたと判断している。

ウ その他生野区が確認した事項

生野区は、A協議会から防犯灯維持管理事業に係る領収書として提出された「電気料金領収済のお知らせ」に記載されたお客さま名は、電力会社が印字し、各町会へ送付していることを電力会社に確認している。

4 関係人調査

平成30年9月12日に行政委員会事務局職員がA協議会から説明を受けた内容や確認した内容の要旨は、次のとおりである。この調査の場には、生野区も同席し、同内容を確認している。

(1) 補助金の流れ

A協議会は、本市から交付された補助金1,458,600円を平成29年5月10日に預金口座で受領していた。同年6月15日に当該補助金のうち800,000円を引き出し、現金として管理する

とともに、会計帳簿にてその増減を記録していた。防犯灯維持管理費についても、当該現金管理されたものから支出しているため、預金通帳に記録はないとのことであった。

A協議会理事長は、各町会に対して、毎月の会合の場で補助金に係る取扱いを説明していることから、各町会は理解しているものと考えており、平成30年8月18日に開催された平成30年度A協議会総会においても、当該取扱いについて改めて説明し、各町会長から了解を得ているとのことであった。

A協議会理事長の説明によると、平成30年3月31日に、各町会長が集合した場で防犯灯維持管理に係る電気代622,665円について、各町会が支出した額をそれぞれ各町会長に現金で渡し、受領書に署名、捺印してもらい（C・H・I・J・K・G・D町会、E町会、L町会）、同日に現金で寄付金422,630円を受け取った（C・H・I・J・K・G・D町会）とのことである。

5 判断

(1) 請求人が主張する点について

以上のような事実関係の確認、監査対象区の説明、監査対象区に対する調査及び関係人調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金の交付を行う本市職員等は、必要があると認めるときは、地活協に対して報告を求める等して調査を行う職務上の義務があると解され（交付要綱第10条参照）、本市がA協議会に交付した補助金につき、A協議会が本市に提出した実績報告書どおり補助対象となる事業に充当されていない場合で、A協議会が補助対象事業に当該補助金を充当していないことを知り、又は充当していないことが合理的に疑われるべき具体的な事情が判明したにもかかわらず、当該補助金に係る返還請求権の行使について、不行使を正当化する特段の事情もなく本市職員等が何らの対応等もとらないときは、違法となるというべきである。

請求人は、A協議会が本市から交付を受けた補助金の防犯灯維持管理費422,630円のうち、G町会分54,602円については、G町会の会計報告書に何らの記載もないので、A協議会からG町会への還元はなく、A協議会は当該補助金を不当に利得しているが、市長が返還請求権を行使しないなど何らの対応もとらないことは、違法に財産（債権）の管理を怠る事実にあたると主張している。

今回の監査で事実関係を確認したところ、請求人は、A協議会が受領した補助金のうち、G町会の防犯灯電気代に相当する補助金額がG町会に分配されていないと主張する。しかしながら、G町会がA協議会から電気代相当額の補助金を受領したとする受領証明書やA協議会が各町会へ電気代について支出したことが記載されたA協議会の会計帳簿が存在し、当該受領証明書は偽造等によるものでもなく、G町会も受領したという点を否定する事実もない。よって、A協議会からG町会に防犯灯電気代に相当する補助金額54,602円が支払われていないとはいえない。

また、請求人が、G町会の会計報告書にA協議会からの当該電気代に係る補助金相当額

が収入として記載されていないと主張する点については、G町会においても、平成29年度決算を確定させ町会内に報告済みであることから会計報告書の修正は間に合わず、平成30年度決算から適正に記載することとした旨を平成29年度決算書の下部に平成30年4月18日付けのメモとして記載した上で、G町会の会長、会計部長及び会計監査の署名、捺印をしている。よって、G町会の当初の会計報告書にA協議会から分配された補助金相当額が収入として表示されていなかった事実をもって、G町会がA協議会から防犯灯電気代に相当する補助金額54,602円を受領していなかったということもできない。

請求人主張の事実からは、A協議会において支出したとするG町会の防犯灯電気代に関して、対象となる補助金の分配がなされていなかったとは認められない。

よって、A協議会からG町会に防犯灯電気代に係る補助金相当額の分配がないとして、A協議会が本市から受領した補助金を不当に利得しているにもかかわらず、本市職員等が不当利得返還請求権の行使を行わないことが、本市職員等の違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたることを請求人の主張は理由がないと言わざるを得ない。

（2）請求人が主張していない点について

昭和62年2月20日最高裁判例では、監査委員は、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではないと判示されていることから、本件監査請求において、請求人が主張するところではないが、交付要綱第2条第1項及び第2項の趣旨に鑑み、当該補助金を実質的にA協議会の防犯灯維持管理事業として充当されているのかという観点から監査を実施した。

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件監査請求について、上述のとおり請求人が主張していない点について監査を実施したが、審議の結果、合議が調わなかったことから、監査及び勧告についての決定には至らなかった。

なお、参考までに監査委員の見解を以下に記載する。

ア 違法に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする見解

（ア）確認した事実

生野区は、平成30年7月31日、同年8月1日、同年9月11日及び同年同月13日に確認した内容並びに同年9月12日に行政委員会事務局職員が関係人調査を実施した際に同席することにより、以下の内容を確認している。

- ・平成30年3月31日付けの「平成29年度防犯灯維持管理にかかる補助金の取扱いについて」により、A協議会理事長が各町会長に平成29年度の本市からの補助金の取扱いを周知していること
- ・A協議会が本市から受領した補助金のうち800,000円を現金で管理し、平成30年3月31日に各町会の防犯灯電気代に相当する補助金額422,630円をA協議会理事長が各町会長（G町会を含む。）に現金で分配し、同日に同額をA協議会理事長が各町会か

ら寄付として受領し、当該寄付金をA協議会では各種事業に充当していること

(イ) 見解

上記(ア)に記載したとおり、A協議会は、G町会を含む各町会に対して、平成29年度の本市からの補助金の取扱いの周知、各町会の防犯灯の電気代相当額の補助金の分配、さらにはG町会を含む各町会からの上記各町会の防犯灯の電気代相当額を寄付金として受領したとしている。しかしながら、かかる各町会の防犯灯電気代相当額の補助金の支払い等は全て防犯灯電気代相当額として同額であり、さらには平成30年3月31日の同日に行われたものである。また、かかるやりとりについての動機に鑑みれば、A協議会によるG町会に対する「補助金の分配」行為とG町会からA協議会に対する補助金相当額の「寄付」行為は、補助金の対象外となる活動費用の捻出という目的のために一連の手段の一つとしてなされたものにすぎず、一体の行為と評価せざるを得ない。そして、補助の対象となる市民活動の分野、経費を限定している交付要綱第2条第1項及び第2項の趣旨に照らすと、このような一連の行為のもとにおいては、A協議会が防犯灯維持管理に充当したとする補助金は、当該「補助金の分配」行為をもって補助の対象として交付要綱に規定されている防犯・防災に関する活動及び光熱水費に使用したとは認められない。また、各町会からA協議会に対する領収書は存在するものの、各町会の当該受領金員につきA協議会への同額の寄付がすでに予定されていたのであり、支払済みであった防犯灯の電気代相当額に各町会が充当できるものであったとは評価できない以上、金員の交付があったとは評価できない。これらのことから、A協議会が本市から受領した補助金のうち防犯灯維持管理に充当したとする422,630円（G町会相当分54,602円を含む。）について、A協議会の防犯灯維持管理事業への充当がなされたとはいえない。

平成30年3月31日付けの「平成29年度防犯灯維持管理にかかる補助金の取扱いについて」及び同年9月11日付けの「防犯灯の電気代の取扱いについて」という文書によれば、上記のような同額の「寄付」を前提とする「分配」行為は、A協議会と各町会における補助金の取扱いとして、本市から受領した防犯灯維持管理に相当する補助金422,630円を各町会の負担としたまま、各町会から提出を受けた防犯灯電気代の領収書を本市に提出し、受領した補助金を寄付金に差し替えることによって、交付要綱の規定上補助対象とならない25%部分の財源に充当することをその動機とするものと認められる。A協議会では、当該寄付金を各種事業に充当するとしているが、各種事業への具体的な充当状況は会計帳簿上明確ではなく、それ以外に具体的な充当状況をうかがわせるものもないことから、当該寄付金はA協議会の事業費総額に対し不足する額を補填する資金として使用されていると判断せざるを得ない。

交付要綱においては、補助金につきその補助対象外への使用を禁止していることは明らかである。A協議会は、当該補助金を他の用途に使用するためにG町会を含む各町会と意思を通じて交付要綱の規定を潜脱し補助金を受領したものと評価せざるを得ない。よって、本件請求の対象となっているG町会の防犯灯電気代に相当する補助金については、A協議会の実績報告書に記載しているとおりA協議会の防犯灯維持管理事業に充当されたとはいえない。

以上から、A協議会が受領したG町会の防犯灯電気代相当額に係る補助金54,602円

につき、本市に返還請求権が発生しているといえる。

生野区は、A協議会が防犯灯維持管理に係る支出をしたことを示す各町会の電気代の領収書及び本市からの補助金を各町会が受け取っていることを証する受領証明書を確認していることから、A協議会が防犯灯維持管理事業に充当しているとする補助金は適正に執行されているとして、返還請求権の行使に係る手続を行っていない。しかしながら、本市が交付した補助金が補助金の対象事業等に使用されたとはいえ、実質的に他の用途に使用していることが確認できたにもかかわらず、当該補助金に係る返還請求権の行使について不行使を正当化する特段の事情がなく何らの手続を行っていないと言わざるを得ない。よって、本件請求の対象となっているG町会の防犯灯電気代に相当する本市からA協議会に対する補助金の返還請求権につき、本市職員に違法に財産（債権）の管理を怠る事実がある。

イ 違法に財産（債権）の管理を怠る事実があるとまではいえないとする見解

（ア）確認した事実

本件請求に関し、確認した事実は、「ア 違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があると見る見解（ア）確認した事実」と同様である。

（イ）見解

本件請求の対象となっている補助金における本市職員による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無については、当該補助金に係る返還請求権の存在が前提となることは言うまでもない。

今回の監査において、A協議会が本市から受領した補助金のうち防犯灯維持管理に充当したとする422,630円（G町会相当分54,602円を含む。）については、補助金の分配、寄付金の受領に関し、それぞれ領収書が存在していることが確認できた。これらすべての日付が平成30年3月31日となっているが、G町会の防犯灯電気代に相当する補助金が実質的な補助となっているか否かの判断においては、G町会がA協議会から補助金を受領する行為とG町会が同額をA協議会に寄付する行為が、それぞれ独立した行為として、あらかじめG町会において合意形成が図られているのか否かということを確認する必要がある。仮に、G町会において合意を得た寄付金であれば、その用途に制限はなく、A協議会が他の用途に使用している点も違法とはいえない。

この点、本件請求に関し、生野区が確認した事項に記載（9頁 ⑥、⑦）のとおり、G町会の平成29年度会計報告書の修正が間に合わず、補助金、寄付金の記載がないままとなっていたことから、本件補助金に係る各町会への分配並びに各町会からの寄付という取扱いについて、G町会において合意形成が図られたのか否かについて判然としない。

これは、A協議会理事長と各町会の代表者のみで合意している可能性を否定できないものであることから、G町会における合意形成についても確認すべく、G町会に対して関係人調査に応じてもらうよう協力を依頼したが、応じてもらえなかった。

よって、A協議会が本市から受領したG町会の防犯灯電気代に相当する額54,602円については、実質的にA協議会の防犯灯維持管理事業として充当していないと直ちに断定することはできない。

そうすると、A協議会が、交付要綱に反し、本市から受領したG町会の防犯灯電気代補助金を他の用途に使用したとまではいえず、当該補助金に係る返還請求権が発生しているとはいえない。

これらのことから、本件請求の対象となっている補助金における本市職員による違法な財産（債権）の管理を怠る事実があるとまではいえない。

(3) 意見

上述のとおり、今回の監査請求においては、請求人が主張していない点についても監査を行ったところであるが、合議が調わず監査及び勧告についての決定には至らなかったが、本件監査請求の対象となった地域活動協議会補助金の充当につき、改善すべき点について意見を申し添える。

交付要綱第2条第1項及び第2項において補助の対象となる市民活動の分野、経費が限定され、同第9条において補助金の他の用途への使用が禁止されていることから、補助金の充当状況に疑義が生じぬよう、生野区は、補助金と寄付金の取扱いも含め、地活協における補助金の充当状況の透明化を図るよう指導的な役割を果たされたい。

【参考（法令等（抜粋））】

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2 大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度ごとに市長が定める期日とする。）又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、次に掲げる事項を記載し収支決算書又はこれに相当する書類その他市長が必要と認める書類を添付した報告書により速やかに補助事業等の成果を市長に報告しなければならない。ただし、補助金等の内容に応じて市長が必要がないと認めるときは、これらの書類の添付を省略することができる。

（1）補助事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）補助事業等の名称

（3）補助金等の交付の決定に係る通知書の交付日及び交付番号

（4）補助金等の予定金額

（5）その他市長が必要と認める事項

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（以下略）

3 生野区地域活動協議会補助金交付要綱

（補助の対象）

第2条 活動費補助金における区長が指定する補助の対象となる市民活動の分野（以下、「活動指定分野」という。）は、別表1のとおりとする。

2 活動費補助金における補助の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

3 活動費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、無報酬で活動に従事する者の労力を考慮する観点から、前項に定める経費の額に100分の50を乗じて得た額を加算し、これに100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

4 運営費補助金における補助の対象となる事業は別表3のとおりとする。

5 運営費補助金における補助の対象となる経費は別表4のとおりとする。

6 運営費補助金における補助金の額は、予算の範囲内で、活動費補助金の交付額に25%を

乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とするが、活動費補助金の交付額の25%に相当する額が、50万円に満たない場合は当該額（活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額）以内の額とする。

7 前6項の規定に関わらず、本市の補助金を受けている事業は、補助の対象としない。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、生野区地域活動協議会補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業計画書

（2）予算書

（3）収支予算書

（4）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、活動の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、生野区地域活動協議会補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、生野区地域活動協議会補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内（ただし、標準処理期間の最終日が、当該申請にかかる予算の発効より前であるときは、当該予算が発効する日）に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（交付の時期等）

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第12条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、その全部または一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業等の適正な遂行）

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 10 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、生野区地域活動協議会補助金実績報告書（様式第 11 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 決算書
- (3) 収支決算書
- (4) 補助事業の実績・効果が検証できるもの
- (5) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生野区地域活動協議会補助金額確定通知書（様式第 12 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、生野区地域活動協議会補助金精算書（様式第 13 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあつては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内に市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入をしなければならない。

(決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が、規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか、次の各号のい

れかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不適切な会計処理を行ったとき

(2) 政治的行為を行ったと認められるとき又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行ったとき

(3) 基準に関する要綱第4条第1項の区長の認定を取り消されたとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消をした場合は速やかにその旨の理由を付して生野区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期限までに納付しなかったときは、税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例(昭和39年大阪市条例第12号)第3条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

別表1(第2条第1項関係) 区長が指定する活動分野

ア 防犯・防災に関する活動
イ 子ども・青少年に関する活動
ウ 福祉に関する活動
エ 健康に関する活動
オ 環境に関する活動
カ 文化・スポーツに関する活動

地域活動協議会一覧

地域活動協議会名	指定する活動分野(上記項目から選択)
北鶴橋まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
鶴橋ふれあい協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
御幸森まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
勝山地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
東桃谷地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ

舍利寺まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
西生野まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
生野地区運営委員会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
田島まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
生野南ふれあい協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
林寺まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
中川地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
東中川地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
小路地域まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
東小路まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
北巽まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
巽東まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
巽まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
巽南まちづくり協議会	ア、イ、ウ、エ、オ、カ

別表2（第2条第2項関係）活動費補助金の補助対象

経費区分	内容等
報償費	・講師謝礼等 ただし、講師謝礼費は1人1回 20,000円までとする。
旅費交通費	・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等
消耗品費	・文房具等事務用品、啓発にかかる配布物品、景品、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000円未満の図書）等購入経費等。ただし、景品については、社会通念上高額でない範囲とする。 ・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの） ・コンピューターソフト、CD、DVD 等の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの（ただし、50,000円までとする。） ・事業実施に必要な最小限の食材費、材料費等
食糧費	・事業又は事業に直接関係のある会議用、接待用の茶菓・食事代ただし、茶菓子代は1人1回あたり200円までとし、食事代は1人1回あたり700円までとする。アルコール類は補助対象から除く。食事の提供については、長時間の活動の場合のみ
印刷製本費	・パンフレット等の印刷経費等
光熱水費	・事業に直接関係のある部分
備品修繕料	・備品等の修繕費用等
通信運搬費	・郵便料
保険料	・各種保険料
手数料	・手数料等
委託料	・事業実施に伴う委託料。（事業全部の委託に係る経費は対象外）
使用料及び賃借料	・事業実施に伴う会場借り上げ経費等
備品購入費	・複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を

	購入したほうが効率的であると認められること。(50,000円以上)
図書購入費	・書籍(雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5,000円を超える図書等購入経費等)
会費	・事業実施に必要な講習会等の参加費
その他	・その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費。

(第2条第2項関係) 対象とならない経費

経費区分	内容等
食糧費	・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分。 ・食事代のうち、1人1回あたり700円を超える部分。 ・アルコール類
消耗品費	・啓発を伴わない配布物品

別表3 (第2条第4項関係)

各種会議の運営事務	・地域活動協議会の各種会議の開催にかかる準備、議事録作成等事務(ただし、活動に直接関係する会議に係る経費は、活動費補助金にて対応すること。)
活動の実質的な実施主体間の調整事務	・地域団体やNPO等市民活動団体、学校、地域その他地域活動の実質的な実施主体との連絡調整 ・他地域の地域活動協議会との連絡調整 ・区役所や中間支援組織その他関係機関との連絡調整
地域住民による点検、評価の機会の提供及び意見等集約	・地域住民からの地域運営・地域活動に関する相談や意見の受付 ・地域住民からの議事録及び会計帳簿等の閲覧要求にかかる受付及び資料開示
その他庶務	・事業計画書・事業報告書、収支予算書・収支決算書等各種書類作成事務 ・各種会議の議事録、会計帳簿等各種書類の管理 ・地域活動協議会活動の広報・啓発に関する業務(ただし、活動に直接関係する広報経費は活動費補助金で対応すること) ・地域住民が集まる場(集会所、憩の家等)の管理 ・その他庶務的事務(予算書、決算書などの書類作成その他)

別表4 (第2条第5項関係) 運営費補助金の補助対象

経費区分	内容等
報酬	・事務員への報酬のうち、1人1時間あたり大阪府最低賃金以内の経費。(雇用、有償ボランティア等形態は問わない)
報償費	・講師謝礼等 ただし、講師謝礼費は1人1回20,000円までとする。
旅費交通費	・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等
消耗品費	・コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品、書籍(雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5,000円未満の図書)等購入経費等。 ・個々は消耗品に属する物の集合体(セットもの) ・コンピューターソフト、CD、DVD等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの(ただし、50,000円までとする。) ・風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、

	備品として管理することが困難なもの（立看板など）
食糧費	・会議用、接待用の茶菓 ただし、1人1回あたり200円までとし、アルコール類は補助対象から除く。
印刷製本費	・会議用文書、地域内新聞等の印刷経費等
光熱水費	・事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等
備品修繕料	・備品等の修繕費用等
通信運搬費	・郵便料、電話代、プロバイダ経費
手数料	・不動産登記手数料等（手数料）
委託料	・委託料
使用料及び賃借料	・事務所経費等、地活協の運営に係る議事等に使用するための会場借り上げ経費
備品購入費	・電話機、FAX、机、椅子、パソコン、プリンタ、プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、カメラ、ビデオカメラ、文書保管庫等購入経費等。（50,000円以上）
図書購入費	・書籍（雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5,000円以上の図書）等購入経費等
会費	・講習会等の参加会費

（第2条第5項関係）対象とならない経費

経費区分	内容等
報酬	・役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの ・1人1時間あたり大阪府最低賃金／人・時間を超える部分の報酬
食糧費	・茶菓代のうち、1人1回あたり200円を超える部分及び食事代 ・アルコール類